

民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和2年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

調査の目的

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

民間企業における給与改定の状況等

本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったものは、ア及びイに関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア及びイに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア及びイに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

調査機関

人事委員会及び人事院

調査の範囲等

ア 調査の範囲

調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,185事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

イ 標本事業所の抽出

標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から253事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 集計

調査実人員

初任給関係 474 人（行政職に相当する調査実人員 463 人）、初任給関係以外の調査職種 8,771 人（行政職に相当する調査実人員 8,313 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、68,084 人であり、行政職に相当するものは、60,648 人である。）

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 195	事業所 81	事業所 84	事業所 30
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	2	1	0	1
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	15	3	9	3
製 造 業	113	48	50	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	24	9	8	7
卸 売 業 ， 小 売 業	7	2	4	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	28	13	12	3

(注) 1 調査対象事業所 253 所のうち，調査完了事業所は 195 所，調査不能となった事業所は 54 所，企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は 4 所である。

2 調査完了率は，78.3%であり，以下のとおり算出した。

調査完了率 = 調査完了事業所 195 所 / (調査対象事業所 253 所 - 調査対象外事業所 4 所) × 100

3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	203,630	208,156	197,587	205,703
	短大卒	179,857	176,064	187,151	X
	高校卒	164,505	163,245	166,431	162,996
新卒事務員	大学卒	203,245	209,747	194,173	205,703
	短大卒	174,110	162,097	185,445	-
	高校卒	163,053	163,441	164,112	159,393
新卒技術者	大学卒	204,289	205,503	202,802	-
	短大卒	186,780	192,236	190,127	X
	高校卒	165,522	163,077	167,441	168,400

- (注) 1 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。
- 3 「X」は，調査事業所が1事業所の場合である。

第3表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民間初任給との差	(参 考) 民間初任給
大学卒業程度	200,022 円	3,608 (1.8%) 円	203,630 円
短大卒業程度	179,034	823 (0.5%)	179,857
高校卒業程度	164,194	311 (0.2%)	164,505

- (注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額，初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したもの。
- 2 民間初任給は，大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

第4表 企業規模別，職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	7	54.0	800,086	124	799,962
	工 場 長	18	51.6	615,213	68	615,145
	事 務 部 長	226	53.0	662,898	436	662,462
	技 術 部 長	216	53.0	680,507	2,284	678,223
	事 務 部 次 長	182	51.2	655,336	1,946	653,390
	技 術 部 次 長	257	51.1	636,912	264	636,648
	事 務 課 長	531	48.9	571,761	34,645	537,116
	技 術 課 長	566	46.8	540,413	11,672	528,741
	事 務 課 長 代 理	233	43.4	539,893	69,996	469,897
	技 術 課 長 代 理	161	45.7	516,266	36,637	479,629
	事 務 係 長	507	44.0	435,260	60,179	375,081
	技 術 係 長	517	46.1	447,582	64,893	382,689
	事 務 主 任	411	42.3	389,228	57,010	332,218
	技 術 主 任	544	43.5	457,768	87,697	370,071
	事 務 係 員	2,030	38.0	306,481	32,120	274,361
技 術 係 員	1,907	36.3	321,765	34,438	287,327	

(注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上, 本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長 - 課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直屬し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直屬し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長 - 係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代 理以上に直屬し部下を有する者 係長等のいない事業所において, 職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長 - 係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	6	55.5	769,121	152	768,969
	工 場 長	12	53.5	645,965	100	645,865
	事 務 部 長	148	52.8	704,744	257	704,487
	技 術 部 長	167	53.2	715,394	2,046	713,348
	事 務 部 次 長	141	51.2	679,032	1,730	677,302
	技 術 部 次 長	223	51.3	645,614	285	645,329
	事 務 課 長	396	48.7	599,127	40,595	558,532
	技 術 課 長	441	46.6	549,808	11,073	538,735
	事 務 課 長 代 理	202	43.0	547,563	72,675	474,888
	技 術 課 長 代 理	143	45.6	527,214	36,555	490,659
	事 務 係 長	335	43.2	452,541	66,664	385,877
	技 術 係 長	309	45.6	475,634	73,521	402,113
	事 務 主 任	234	42.5	425,581	70,859	354,722
	技 術 主 任	351	43.5	489,169	98,110	391,059
	事 務 係 員	1,190	37.9	320,016	35,122	284,894
技 術 係 員	1,186	36.2	332,837	33,367	299,470	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長 - 課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級, 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長 - 係長間)	行政職給料表 5 級, 6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級, 4 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において, 職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長 - 係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級, 4 級)
	行政職給料表 1 級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	X	X	X	
	工 場 長	6	47.7	550,814	0	550,814
	事 務 部 長	64	52.9	568,795	1,082	567,713
	技 術 部 長	46	51.9	542,516	2,360	540,156
	事 務 部 次 長	35	51.1	523,666	4,067	519,599
	技 術 部 次 長	33	48.9	532,748	0	532,748
	事 務 課 長	120	49.8	477,308	12,357	464,951
	技 術 課 長	117	49.0	445,270	18,128	427,142
	事 務 課 長 代 理	29	50.6	430,964	32,655	398,309
	技 術 課 長 代 理	11	46.1	382,510	20,364	362,146
	事 務 係 長	157	46.3	395,144	45,552	349,592
	技 術 係 長	178	47.0	395,800	45,888	349,912
	事 務 主 任	146	41.5	331,481	31,471	300,010
	技 術 主 任	159	43.1	344,878	50,389	294,489
	事 務 係 員	742	38.1	281,806	26,633	255,173
技 術 係 員	586	35.6	288,788	38,828	249,960	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7 級, 8 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長 - 課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長 - 係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長 - 係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級)
	行政職給料表 1 級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 員 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	
	事 務 部 長	14	54.4	528,752	290	528,462
	技 術 部 長	3	56.2	457,353	13,333	444,020
	事 務 部 次 長	6	53.0	486,771	0	486,771
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	15	48.2	377,694	2,333	375,361
	技 術 課 長	8	51.8	415,691	15,500	400,191
	事 務 課 長 代 理	2	43.5	402,704	15,615	387,089
	技 術 課 長 代 理	7	47.8	382,766	56,422	326,344
	事 務 係 長	15	45.4	356,554	27,409	329,145
	技 術 係 長	30	47.7	371,371	54,626	316,745
	事 務 主 任	31	43.3	332,348	47,461	284,887
	技 術 主 任	34	44.6	344,107	49,548	294,559
	事 務 係 員	98	39.5	249,827	19,633	230,194
技 術 係 員	135	39.4	295,116	32,876	262,240	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6 級 , 7 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長 - 課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長 - 係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長 - 係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級)
	行政職給料表 1 級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	9	56.0	864,555	0	864,555
	研 究 部 (課) 長	55	52.6	673,531	1,963	671,568
	研 究 室 (係) 長	32	53.9	701,204	1,626	699,578
	主 任 研 究 員	82	50.5	609,764	18,409	591,355
	研 究 員	124	35.3	384,071	43,150	340,921
	研 究 補 助 員	25	33.0	346,547	48,758	297,789
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	-	-	-	-	-
	大 学 教 授	-	-	-	-	-
	大 学 准 教 授	-	-	-	-	-
	大 学 講 師	-	-	-	-	-
	大 学 助 教	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 校 長	3	62.5	652,247	367	651,880
	高 等 学 校 教 頭	13	57.2	621,160	169	620,991
高 等 学 校 教 諭	99	45.8	479,706	1,408	478,298	

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）